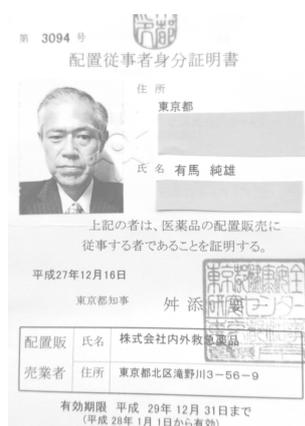


配置従事者の身分証明書の更新

2年毎の高額な更新手数料は問題あり

発行：日本置き薬協会 事務局

医薬品販売業許可の更新は6年置きだが、配置には別に2年置きの許可更新のようなものがある。この時期（11月末前後）、配置業者がその書類作成に追われる、「配置従事者身分証明書」だ。従事者一人ずつ、その居住地の都道府県の指定書類に記入し、一部の都県を除き雇用証明書、住民票を添付し薬務課へ送付する。本制度は、1960年（昭和35年）の薬事法施行以来行われており、行政事務の合理化に伴い1年間より2年間に延長された。配置販売が訪問販売である性質上、従事者の変更に伴い、得意先での混乱を生じさせないため、配置販売業許可を受けた配置業者の従事者であることを、その居住地の知事が証明する、といった目的があるにせよ、法規で業務中は必ず携帯することを義務付けられている。その意味で、販売許可証の移動版とも言える。従って、従事者として業務を行う最初の得意先訪問の時点で携帯していなければならず、薬務課が身分証明書を発給し、受給するまでは販売業務は出来ない。ただし、従事者に医薬品販売の資質が確保されているとの証明ではなく、あくまでも販売業者との雇用関係、従属関係を証明しているだけである。従事者として雇用決定された時点より身分証明書を受給するまでが、業務の教育訓練の期間となっているのが一般的だ。



さて、下の表は身分証明書の発給、更新に係る都道府県薬務課へ納付する1名分の手数料一覧表。各都道府県の条例に則り決められているが、10都県以外は7,100円で、最高額は埼玉県の8,700円。業界最大手のF社の本社があり社名通り日本一だが、その金額となった経緯は不明である。因みに埼玉県の一般医薬品販売に係る許可証の更新手数料は、14,100円で、これは6年間有効。配置業者は2年に一回、身分証明書更新手数料を支払う事になるので、埼玉県在住の業者（個人）なら3回分で26,100円となり合計40,700円。複数の従事者を雇用する販社であれば、その員数分の負担となり、10人の従事者なら275,100円。現状、一人月間40万円前後の医薬品売上では店舗販売と比較し過大だ。しかし、薬事法施行以来60年近く経過しながら、業界内には制度改訂や減額の動きはない。それは許認可に伴う行政への「お上」意識にある事は否めない事実。昨年の集計では全国に13,000人弱の配置従事者がいて、年間の手数料収入は各都道府県に分散するにせよ、全国で4,500万円強の歳入となり、それなら然るべき業界振興支援を国や都道府県が行ってもおかしくないのだが、年1回薬務課担当官の1時間の薬事講習程度。「置いてけぼり」の配置薬業界である。

（注）上記の金額は、各都道府県の条例に基づき算出されたものであり、実際の金額は各都道府県の薬務課に問い合わせる必要があります。

手数料（円）	都県	手数料（円）	県	手数料（円）	道府県
8,700	埼玉	7,600	新潟	7,120	山口
8,600	群馬	7,400	青森、山形	7,100	その他の道府県
8,400	東京、千葉	7,300	岡山		
8,200	愛知	7,200	茨城		

本件に関するお問合せ先 **日本置き薬協会 事務局**

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9

TEL. 080-6789-6165 FAX. 048-251-965